

## 「スペースポート紀伊」に関する著作物の利用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、別紙目録記載の著作物（以下「本著作物」という。）を和歌山県（以下「県」という。）内の事業者等が利用する際に必要な事項を定め、もって県産品の販路拡大、県の産業振興等に寄与することを目的とする。

### (本著作物に関する権利)

第2条 本著作物に関する一切の権利は、スペースワン株式会社（以下「スペースワン」という。）に属する。

- 2 スペースポート紀伊周辺地域協議会（以下「協議会」という。）はスペースワンと別途締結する著作物利用許諾契約（以下「著作物利用許諾契約」という。）に基づき、この規程により、本著作物の再利用許諾を行う。
- 3 前項の著作物利用許諾契約が終了した場合、この規程に基づく権利は即時に失効し、本著作物利用者は本著作物の利用を終了しなければならない。但し、協議会は著作物利用許諾契約終了の60日前までに、本著作物利用者に対して、その旨を通知するものとする。

### (本著作物の利用)

第3条 本著作物は、協議会が利用する場合のほか、次の場合のいずれにも該当する場合に利用できるものとする。

- (1) 県内地方公共団体または県内に本社を有する事業者が、国内で利用する場合
- (2) 前号のほか、県産品の販路拡大、県の産業等に寄与すると協議会会長（以下「会長」という。）が認める場合

### (スペースポート紀伊応援事業者登録)

第4条 本著作物を利用しようとする者は、あらかじめスペースポート紀伊応援事業者登録（以下「事業者登録」という。）を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本著作物の利用が次の各号に該当する場合には、事業者登録の手続きを省略することができる。
  - (1) 協議会、県、串本町及び那智勝浦町が利用する場合
  - (2) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、放送又は記事等に利用する場合
- 3 前二項の規定にかかわらず、本著作物の利用が、著作権法（昭和45年法律第48号）第30条から第47条の7に定める著作権の制限に該当する場合は、事業者登録を要しない。

### (事業者登録の申請)

第5条 第4条第1項の規定により事業者登録の申請を行おうとする者は、「スペースポート紀伊応援事業者登録申請書」(別記様式第1号)に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に規定する申請を行った者(以下「登録申請者」という。)に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(事業者登録の手続き)

第6条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認める場合は、事業者登録を行うものとする。なお、この場合、会長は本著作物の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 会長は、前項に規定する事業者登録を行った場合は、「スペースポート紀伊応援事業者登録通知書」(別記様式第2号)により当該登録申請者へ通知するものとする。

3 事業者登録の有効期限は、登録の日から3年以内の範囲で会長が決定する。

4 登録申請者が事業者登録を受けたことにより得た権利は、譲渡、転貸又は承継することができない。

(事業者登録の制限)

第7条 会長は、前条の規定にかかわらず、登録申請者(申請者が法人の場合その役員を含む。)が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その登録を行わないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者。

(3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57条)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(4) 県の指名停止措置を受けている者

(5) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

(6) 協議会及びスペースワンの信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(7) 前六号のほか、第1条に規定する目的の実現に寄与しないと会長が認めた者

2 会長は、前項の規定により前条に規定する事業者登録を行わない場合は、「スペースポート紀伊応援事業者登録拒否通知書」(別記様式第3号)により当該登録申請者へ通知するものとする。

(事業者登録内容等の変更等)

第8条 事業者登録を受けた者で、当該事業者登録の内容に変更があった者は、「スペースポート紀伊応援事業者登録変更申請書」(別記様式第4号)に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により変更申請があった場合は、前条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、適正と認められたときは事業者登録の内容について変更を行うものとする。
- 3 会長は、前項に規定する変更登録を行った場合は、「スペースポート紀伊応援事業者登録変更通知書」（別記様式第5号）により当該事業者登録を受けた者に通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第9条 事業者登録（前条の規定による事業者登録内容の変更登録があった場合は、その変更登録後のもの。以下同じ。）を受けた者（以下「本著作物利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）本著作物の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- （2）本著作物が表示される対象物（以下「利用対象物等」という。）のうち、消費者に販売されるものについては、消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- （3）本著作物の利用によって他者の商品又は営業と誤認または混同を生じさせないこと。
- （4）会長が行う売上調査その他の照会に応じること。
- （5）その他各種の法令を遵守すること。

（利用料）

第10条 本著作物の利用料については、無料とする。

（利用実績等の報告）

第11条 本著作物利用者は、各年の1月1日及び7月1日における本著作物の利用実績について、著作物利用実績報告書（別記様式第6号）に関係書類を添えて、それぞれ2月1日及び8月1日までに、会長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、本著作物利用者に対し、本著作物の利用実績、利用内容等について、報告を求めることができる。
- 3 第4条第2項の規定に基づき事業者登録の手続きを省略して本著作物を利用した場合であっても、協議会はその利用状況について、本著作物の利用者に報告を求めることができる。

（事業者登録の取消し等）

第12条 会長は、本著作物利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者登録を取り消すことができる。

- （1）提出した「スペースポート紀伊応援事業者登録申請書」若しくは「スペースポート紀伊応援事業者登録変更申請書」の内容に虚偽のあることが判明した場合
- （2）事業者登録を継続しがたい重大な背信行為を行った場合

- (3) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - (5) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
  - (6) 破産、民事再生、会社更生の手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合
  - (7) 第7条第1項の各号のいずれかに該当するに至った場合
  - (8) 第9条の遵守事項に違反した場合
  - (9) 前条の報告を怠った場合
  - (10) その他事業者登録の継続が不相当であると認められた場合
- 2 会長は、前項に加え、本著作物利用者の本著作物の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者登録を取り消すことができる。
- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
  - (2) 協議会及びスペースワンの信用又は品位を害するものと認められる場合
  - (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
  - (4) 特定の個人、団体、法人（県、串本町、那智勝浦町及びスペースワンを除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
  - (5) 特定の政党若しくは宗教団体等の支援を目的とした利用又は特定の政治的、宗教的、思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
  - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
  - (7) スペースワン又はスペースポート紀伊のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
  - (8) 本著作物の著しい変形を行う場合
  - (9) その他、会長が本著作物の利用が適当でないと認める場合
- 3 会長は、前二項に規定する取消しを行った場合は、「取消し通知書」（別記様式第7号）により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。
- 4 前項の規定により事業者登録の取消しを受けた者は、本著作物の利用対象物等に取消しの日から本著作物を利用することはできない。
- 5 会長は、取消しを受けた者に対して、本著作物の利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
- 6 協議会は、前五項の規定により、事業者登録の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 7 会長は、第1項及び第2項の規定により事業者登録の取消しを受けた者が、その取消し後に行った事業者登録申請について、必要と認める期間、当該事業者登録を行わないことができる。

8 会長は、事業者登録を受けずに本著作物を利用した者が行う事業者登録の申請について、前項の規定を適用することができる。

9 前二項に定める会長が必要と認める期間は、第7項の規定については取消しの日から、第8項の規定については協議会が事実を確認した日から起算して、最長10年間とする。

(申請等の取下げ)

第13条 第5条第1項及び第8条第1項の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、「取下げ申請書」(別記様式第8号)を会長へ提出することで、当該申請を取下げることができる。

(利用の非独占性等)

第14条 この規程は、本著作物利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して本著作物を利用する権利を付与するものではない。また、本著作物利用者又は本著作物の利用対象物等について協議会及びスペースワンが推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第15条 協議会は、この規程による事業者登録、事業者登録の内容に係る変更申請及び本著作物利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(保証・賠償責任等)

第16条 協議会は、本著作物利用者に対し、本著作物の利用目的への整合性の保証、商業性の保証等を含め、いかなる責任も負わないものとし、また本著作物利用者が、本著作物に関連して直接または間接に被ったいかなる損害に対しても、賠償等の責任を負わないものとする。

2 本著作物利用者は、本著作物の利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 本著作物利用者は、本著作物の利用に際して故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

4 会長は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第17条 会長は、本著作物の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、事業者登録の状況及び事業者登録の取消しの状況について情報を公開することができる。

(事務)

第18条 この規程に関する事務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、本著作物の利用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年5月28日から適用する。

(別紙)

目録

管理番号 001

著作物



著作権者表示 ©スペースワン株式会社